

震災対策用井戸の登録にご協力ください

震災対策用井戸制度のご案内 (令和8年4月現在)

小平市では、震災時に断水した場合に、生活用水として近隣の人に井戸水を提供していただける井戸を、所有している市民の方にご協力いただき、震災対策用井戸として登録させていただいております。

井戸を所有されている方のご協力をお願いします。

登録対象

次の要件を満たしているものが対象となります。

- 現に使用し、今後も使用する予定のものであること
- 市が実施する水質の検査で適合判定を受けること。
(登録に際し、市で水質検査をさせていただきます。)
- 屋外その他付近住民が使用しやすい場所にあること
※必要により現地調査を行います。

市の対策等

- ◆ 市は、毎年1回水道法に基づく水質検査項目(11項目+有機物質2項目)を参考に検査を行います。(水質検査において、3年連続して不適合となった場合は、登録を解除します。)
- ◆ 電動ポンプを有する震災対策用井戸に対して、停電時に揚水が可能なように、非常用発電機を無償貸与^{*1}します。
- ◆ 震災対策用井戸を修理する際に要する費用の一部を補助^{*2}します。
(修理費用の1/3の額で上限15万円)
- ◇ 小平市防災マップの地図上に井戸の位置をマークで表示、市ホームページに井戸の所在地を掲載させていただきます。(所有者名は非公開)
- ◇ 敷地内に「震災用井戸」と標示した標識等を設置していただきます。

※1 無償貸与の対象は非常用発電機本体のみであり、使用する燃料(レギュラーガソリン)は井戸所有者にご準備いただきます。

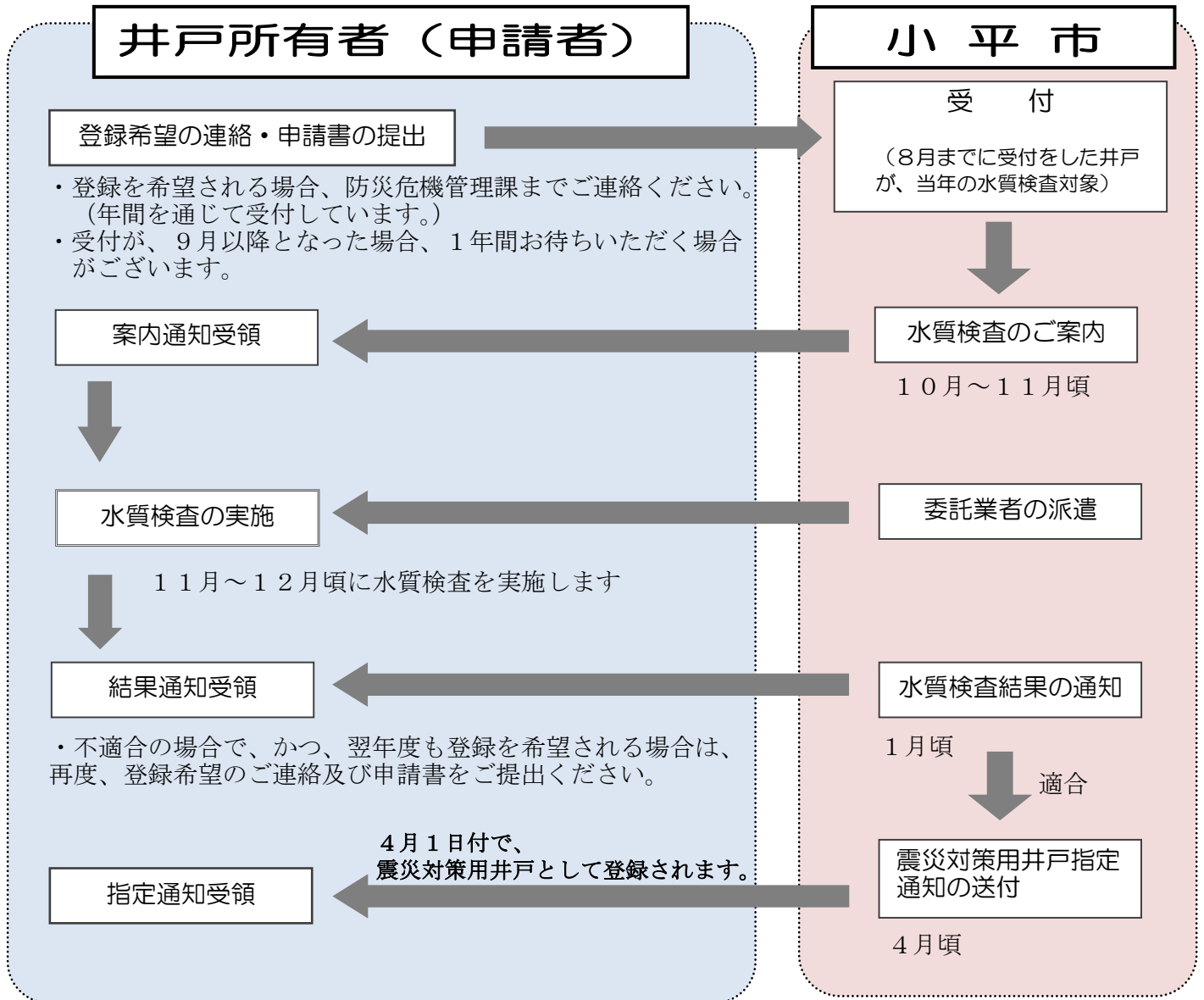
※2 補助の対象は修理に係る費用についてであり、機能向上を目的とした改修工事等については対象となりません。

〔例：故障していない手動ポンプを電動ポンプに交換
故障していない井戸の安定した揚水を目的とした配管延長〕

【お問合せ・ご相談先】

小平市 防災危機管理課 042-346-9519
〒187-8701 小平市小川町2-1333
市役所3階

震災対策用井戸登録の手続きの流れ



※ 登録後に、標識等の設置について、ご相談させていただきます。

※ 小平市が行う水質検査項目及び基準は次のとおりです。

検査項目	水質基準	検査項目	水質基準
1 一般細菌	100個/ml以下	8 味	異常でないこと
2 大腸菌	検出されないこと	9 臭気	異常でないこと
3 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	10 色度	5度以下
4 硝酸・亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下	11 濁度	2度以下
5 塩素イオン	200mg/l以下	12 トリハロメタン	0.01mg/l以下
6 有機物 (TOC)	3mg/l以下	13 全ハロゲン化有機物	0.01mg/l以下
7 pH値	5.8～8.6		